

千葉県条例第 号

千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年千葉県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「3,800円」を「1,900円」に改める。

附則第6項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例中附則第6項の改正規定は公布の日から、第4条第2項第2号の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

日当の額を引き下げるとともに、議員報酬の額を暫定的に引き下げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。